

第2委員会報告資料

報告第2号 学校給食に係る訴えの提起に関する専決処分について
・・・・・・・・P 1

報告第3号 学校給食に係る訴えの提起に関する専決処分について
・・・・・・・・P 3

報告第4号 学校給食に係る和解に関する専決処分について・・・・・・・・P 5

学校における損害賠償請求事件について・・・・・・・・P 6

総合図書館駐車場の有効活用について（素案）・・・・・・・・P 7

平成26年2月
教育委員会

報告第2号 学校給食に係る訴えの提起に関する専決処分について

学校給食費滞納者に対し、滞納学校給食費等の支払を求める訴えの提起について、市長の専決処分事項に関する条例の規定により、訴えの相手方ごとに次のように専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するもの。

1 事件番号及び事件名

別表事件番号及び事件名の欄記載の事件番号及び事件名

2 訴えの相手方

別表訴えの相手方の欄記載の者（以下「相手方ら」という。）

3 請求の要旨

- (1) 相手方らは、本市に対し、それぞれ同人に係る別表滞納学校給食費の欄記載の滞納学校給食費を支払え。
- (2) 相手方らは、本市に対し、平成21年9月分以降の滞納学校給食費に対する福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第4条の規定により計算した各延滞金を支払え。
- (3) 訴訟費用は、相手方らの負担とする。
との判決を求める。

4 事件の概要

- (1) 相手方らは、いずれも本市が実施する学校給食を受けた児童及び生徒の保護者であるが、これまで多額の学校給食費を滞納し、本市の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず学校給食費を納付しなかった。
- (2) そこで、本市は、相手方らに対し、滞納学校給食費等の支払を求めて、別表支払督促申立日の欄記載の日に支払督促の申立てを行った。
- (3) この支払督促に対し、相手方らから督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第395条の規定により、支払督促の申立ての時に請求の要旨記載のとおり判決を求めてそれぞれ訴えの提起があったものとみなされたものである。

別表

事件番号及び事件名	訴えの相手方	滞納学校 給食費	支払督促 申立日	専決処分 年月日
福岡簡易裁判所 平成 25 年(ハ)第 10923 号 学校給食費請求事件	※個人が特定される情報については掲載していません	円 162,694	平成 25 年 10 月 4 日	平成 25 年 12 月 17 日
福岡簡易裁判所 平成 25 年(ハ)第 10923 号 学校給食費請求事件		162,694	平成 25 年 10 月 4 日	平成 25 年 12 月 17 日
福岡簡易裁判所 平成 25 年(ハ)第 11978 号 学校給食費請求事件		226,940	平成 25 年 11 月 29 日	平成 26 年 1 月 28 日
福岡簡易裁判所 平成 26 年(ハ)第 4 号 学校給食費請求事件		226,940	平成 25 年 11 月 29 日	平成 26 年 1 月 28 日
福岡簡易裁判所 平成 26 年(ハ)第 5 号 学校給食費請求事件		266,953	平成 25 年 11 月 29 日	平成 26 年 1 月 28 日
福岡簡易裁判所 平成 26 年(ハ)第 8 号 学校給食費請求事件		121,185	平成 25 年 12 月 16 日	平成 26 年 1 月 28 日
福岡簡易裁判所 平成 26 年(ハ)第 8 号 学校給食費請求事件		121,185	平成 25 年 12 月 16 日	平成 26 年 1 月 28 日
福岡簡易裁判所 平成 26 年(ハ)第 25 号 学校給食費請求事件		101,672	平成 25 年 12 月 16 日	平成 26 年 1 月 28 日
福岡簡易裁判所 平成 26 年(ハ)第 26 号 学校給食費請求事件		101,672	平成 25 年 12 月 16 日	平成 26 年 1 月 28 日

報告第3号 学校給食に係る訴えの提起に関する専決処分について

学校給食費滞納者に対し、滞納学校給食費等の支払を求める訴えの提起について、市長の専決処分事項に関する条例の規定により、平成26年1月22日訴えの相手方ごとに次のように専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するもの。

1 事件番号及び事件名

別表事件番号及び事件名の欄記載の事件番号及び事件名

2 訴えの相手方

別表訴えの相手方の欄記載の者（以下「相手方ら」という。）

3 請求の要旨

- (1) 相手方らは、本市に対し、それぞれ同人に係る別表滞納学校給食費の欄記載の滞納学校給食費を支払え。
- (2) 相手方らは、本市に対し、平成21年9月分以降の滞納学校給食費に対する福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第4条の規定により計算した各延滞金を支払え。
- (3) 訴訟費用は、相手方らの負担とする。
との判決を求める。

4 事件の概要

- (1) 相手方らは、いずれも本市が実施する学校給食を受けた児童及び生徒の保護者であるが、これまで多額の学校給食費を滞納し、本市の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず学校給食費を納付しなかった。
- (2) そこで、本市は、相手方らに対し、滞納学校給食費等の支払を求めて、平成25年10月4日に支払督促の申立てを行った。
- (3) 本市は、この支払督促について、相手方らが督促異議の申立てを行わなかったため、仮執行の宣言の申立てを行った。
- (4) この仮執行の宣言を付した支払督促に対し、相手方らから督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第395条の規定により、支払督促の申立ての時に請求の要旨記載のとおり判決を求めてそれぞれ訴えの提起があったものとみなされたものである。

別表

事件番号及び事件名	訴えの相手方	滞納学校 給食費
福岡簡易裁判所 平成 25 年(ハ)第 11523 号 学校給食費請求事件	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>※個人が特定される情報については 掲載しておりません</p> </div>	円 320,555
福岡簡易裁判所 平成 25 年(ハ)第 11524 号 学校給食費請求事件		320,555

報告第4号 学校給食に係る和解に関する専決処分について

福岡簡易裁判所に係属中の学校給食費請求事件において訴訟上の和解をすることについて、市長の専決処分事項に関する条例の規定により、平成25年12月24日次のように専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するもの。

1 事件番号及び事件名

福岡簡易裁判所平成25年（ハ）第9989号及び第9990号
学校給食費請求事件

2 和解の相手方

○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○

※個人が特定される情報については
掲載していません

3 和解条項

- (1) 相手方らは、本市に対し、本件債務として、合計130,790円（内訳は次のとおり）を連帯して支払う義務があることを認める。
滞納学校給食費 113,210円
第1回口頭弁論期日までの延滞金 12,600円
支払督促申立手続費用 3,980円
訴訟手続費用 1,000円
- (2) 相手方らは、本市に対し、連帯して、前号の金員を、次のとおり分割して、本市が指定する口座に振り込んで支払う。
ア 平成26年2月から同年9月まで毎月末日限り15,000円ずつ
イ 平成26年10月末日限り10,790円
- (3) 本市と相手方らは、前号の分割金について、滞納学校給食費、延滞金、支払督促申立手続費用、訴訟手続費用の順に充当することを合意する。
- (4) 相手方らが第2号の分割金の支払を2回分以上怠ったときは、相手方らは、当然に期限の利益を失い、本市に対し、直ちに第1号の滞納学校給食費、延滞金、支払督促申立手続費用及び訴訟手続費用の残額並びに平成21年9月分以降の滞納学校給食費に対する当該期限の利益を失った日の翌日から福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第4条の規定により計算した各延滞金を連帯して支払う。
- (5) 本市は、相手方らに対するその余の請求を放棄する。
- (6) 本市と相手方らは、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、相互に何ら債権債務が存在しないことを確認する。
- (7) 訴訟費用は、支払督促申立手続費用及び訴訟手続費用を除き各自の負担とする。

学校における損害賠償請求事件について

1 損害賠償請求事件の概要

平成 22 年 6 月 8 日午後 5 時頃、市立高校の剣道部部室において、生徒 B（当時 3 年生男子）が、昼休みの清掃を怠ったことを理由に、生徒 A（当時 1 年生男子）の顔を平手打ちし、鼓膜を破るけがを負わせた。

平成 25 年 12 月 6 日、上記に関連して、A から B、B の保護者及び福岡市を被告として、損害賠償を求める旨の訴えが福岡地方裁判所に提起されたものである。（訴状受理は、平成 26 年 1 月 29 日）

2 当事者

- (1) 原告 市立高校卒業生 A（当時 1 年生男子）
- (2) 被告 市立高校卒業生 B（当時 3 年生男子）
市立高校卒業生 B の保護者
福岡市

3 原告の請求の要旨

B、B の保護者及び福岡市に対し、金 2,773,560 円及びこれに対する平成 22 年 6 月 8 日から支払い済みまで年 5 分の割合による金員を支払うことを求める。

4 原告の主張の要旨

- (1) B が故意に暴行に及び、A に対して身体的傷害及び精神的苦痛を負わせ、暴行後も、不誠実な対応を継続したことについて、B は不法行為責任を負う。
- (2) B の保護者は、本件事件で負った A の傷害について補償をする旨の誓約書を作成しており、責任を免れない。
- (3) 福岡市は、A の被害回復のための手続や安全かつ平穏な学校生活を送る権利を侵害し、A に精神的苦痛を与えたことによる不法行為責任を負う。
- (4) 福岡市は、安全配慮義務を怠り、本件事件を防止できなかったことや事件後、A が安全かつ平穏な学校生活を送る権利を侵害したことによって、在学関係に基づく債務不履行責任を負う。

5 今後について

請求内容を精査し、事実関係確認の上、対応する。

総合図書館駐車場の有効活用について（素案）

1 経緯

福岡市行財政改革プランにおける健全な財政運営の取組として、市民サービスの向上とともに、財産の有効活用を図るため、総合図書館駐車場のあり方について検討し、案をまとめたものである。

2 趣旨

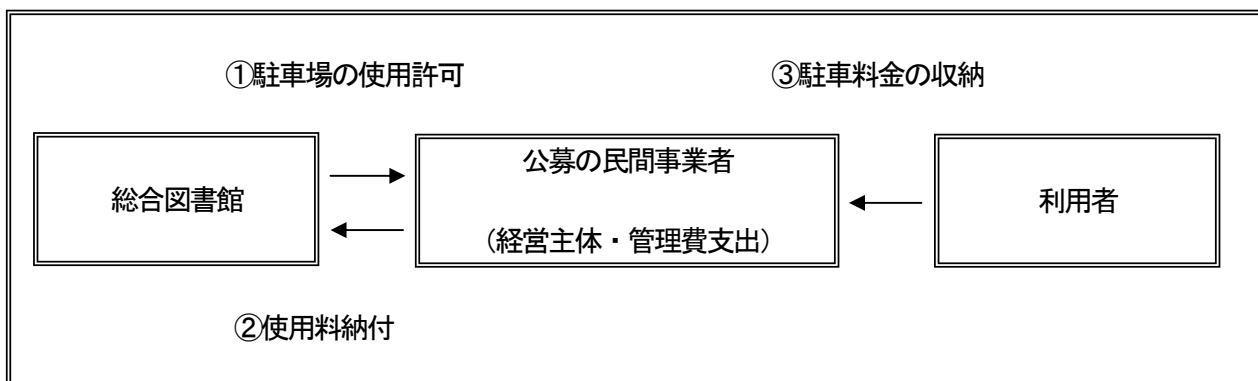
- (1) 現在、駐車料金が無料のため、不適正と思われる一般駐車等が散見され、図書館利用者が駐車待ちとなるなど支障が生じていることから、一般利用者については有料化することとし、課題の解消を図る。
- (2) 市民サービスの向上と財産の有効活用を図るため、年中無休、24時間営業とする。
- (3) 自主財源の確保を図り、以って図書サービスの向上を目指す。

3 改善案

		現行	改善案
①利用者		・図書館利用者のみ	・図書館利用者以外も利用可とする。
②営業日		・開館日のみ開場	・休館日も開場し、年中無休とする。
③営業時間		・火～土 9時30分～19時 ・日、祝 9時30分～18時	・24時間営業を基本とするが、 図書館周辺は住宅地で、特にドームでのナイター等の開催日は、当館周辺での騒音発生の恐れがあるため、年間を通して23時～7時は入出庫を禁止とする。
④ 駐車 料金	図書館 利用者	・無料（利用時間の目安は2時間程度）	・現行と同様。
	一 般	—	(開館時) 図書館利用者の優先的な使用を考慮し、 近隣駐車場の平均より高額料金とする。 (閉館時) 近隣平均と同程度とする。

4 運営形態案

運営形態は現在、博多・城南区役所駐車場にて運用中の、民間事業者が経営主体となる形態に準拠したものとし、大阪市立中央図書館、品川区立文化センターなど、多くの自治体で採用されている。



- ① 当館は公募した民間事業者に駐車場の使用許可を与える。（地方自治法第238条の4第7項）
- ② 民間事業者は当館に使用料（借地料と収益の一部）を納付する。（行政財産使用料条例第2条）
- ③ 民間事業者は経営主体として駐車料金を収納し、その財源を以って運営を行い、管理責任を負う。

5 今後のスケジュール案

平成26年4月～10月 駐車場改良工事、事業者選定
11月頃 運営開始